

ご存じですか？労働委員会

～雇用のトラブル まず相談～



ご相談は
無料まる♪

雇用・職場のトラブルについて、当事者同士で解決できない時は、公平中立な委員が間に入って解決のお手伝いをします。

お気軽にご相談ください！対面やオンライン相談も可能です。

栃木県労働委員会事務局

028-623-3334・3337

栃木県庁南館5階 労働委員会HPはこちらから



栃木県労働委員会

検索



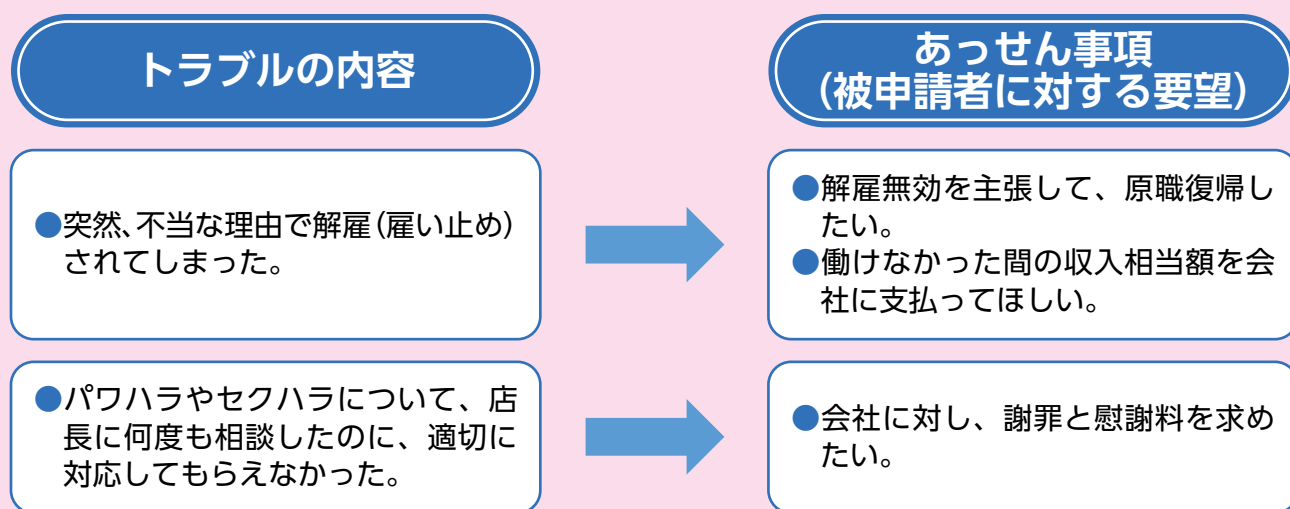
トラブル解決は「あっせん」で！

- 労働者と使用者との間の労使関係に関する紛争について、**自主的な解決が困難な場合**に、労働委員会が公平・中立な機関として労使の間に入り、当事者双方の話し合いによる解決をお手伝いします。
- あっせんは**非公開**で、**話し合いの秘密は守られます**。また、利用は**無料**です。

対象者

- ・ 県内にある事業所の労働者、または労働者であった方（アルバイトを含む）
- ・ 県内にある事業所の事業主

対象事案(例)



あっせんの流れ

